

### きこえの相談会

☎区内在住できこえに関する悩みを持つ方とそのご家族、その支援者  
📅7月8日(水)午前10時～正午  
📍烏山区民センター  
🗣️鯉坂涼(保健センター嘱託医)  
📞☎へ電話・FAX(記入例3面) 7月7日まで先着20人  
📍保健センター専門相談課  
☎6265-7546 FAX6265-7549



### 社会福祉協議会(社協)へのご支援をお願いします

社会福祉協議会の活動の重要な財源は、住民の皆様からいただく会費です。地域福祉推進員や町会・自治会等のご協力で戸別訪問等により会費募集のお願いに伺います。  
会費/一般会員=年額300円以上、特別会員=年額5000円以上、法人会員=年額5000円以上  
他法人会費は「損金算入」、一般・特別会費は「税額優遇措置」の対象になります。  
📍地域社協事務所(世田谷 ☎3419-2311 FAX3419-2354、北沢☎5787-8537 FAX5787-8533、玉川☎3702-7777 FAX3702-7861、砧☎5727-6101 FAX5727-6103、烏山☎5314-1891 FAX5314-1893)

会費の使い道等詳しくは  
世田谷区社会福祉協議会のホームページへ▶



### 原子爆弾被爆者に見舞金を贈ります

☎6月1日時点で区内に住所を有する方  
見舞金額/1万円(8月31日までに支給)  
他対象者に申請書を発送します。6月10日までに届かない方は、お問い合わせください。  
📍障害施策推進課  
☎5432-2385 FAX5432-3021

### 「家族なんだから」の呪いの言葉に悩まないで～10年後を考えよう(家族相談会)

☎区内在住で愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のご家族、その支援者  
📅7月23日(木)午後6時30分～8時30分  
📍保健医療福祉総合プラザ  
🗣️常岡俊昭(精神科医)  
📞☎へ電話・FAX(記入例3面) 7月16日まで先着15人  
📍保健センター専門相談課  
☎6265-7546 FAX6265-7549

### 郵便等による不在者投票(郵便等投票制度)

身体に一定の障害等のある方が、自宅等で投票できる制度です。この制度を利用するには、あらかじめご本人の意思による手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。  
☎表Aに当てはまり、自分で字を書くことができる方(自分で字を書くことができず、表Bにも当てはまる方は、あらかじめ届け出た代理記載人に記載をさせて投票することができます)

表A		
障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表B		
障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

📍選挙管理委員会事務局  
☎5432-2757 FAX5432-3045

### リフト付タクシー利用料の一部を補助します

1区(区)の借上げ車両の利用  
車いすやストレッチャーに対応した区の借上げ車両を、メーター運賃のみでご利用になれます

す(補助券等の利用不可)。※ストレッチャー使用者の予約優先。

### 2補助券等の利用

名称	内容
予約料・迎車料補助券	区と契約している民間の介護タクシーを利用した際、予約料・迎車料相当額(1130円)を補助
ストレッチャー料免除券	区と契約している民間の介護タクシーを利用した際のストレッチャー使用料を免除(ストレッチャー使用者のみ対象)

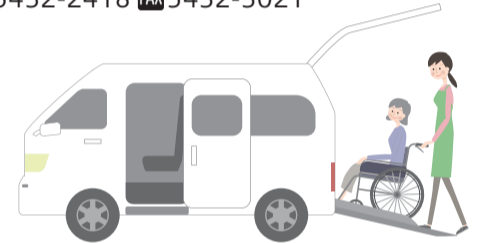
交付枚数/月2枚(年間最大24枚)※要事前申請。

### 共通事項

☎区内在住で外出時に常時、車いすを使用している方やストレッチャーを使用することがあり、次のいずれかに当てはまる方①身体障害者手帳(下肢、体幹、内部、平衡または脳性まひによる運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級)②愛の手帳1・2度③介護保険要介護認定3～5  
申請に必要なもの/身体障害者手帳、愛の手帳または要介護度が分かるもの

📍1(一社)OhanaHOUSE  
☎090-9801-8979 FAX4363-7044

2障害者地域生活課  
☎5432-2418 FAX5432-3021



## せたがや がやがや館(健康増進・交流施設) 利用案内

高齢者を中心に多世代の方々が交流でき、健康づくりに取り組める施設です。各種教室やイベントを開催しています。

時間/午前9時～午後10時  
※第3日曜、12月28日～1月4日は休館。

所在地/池尻2-3-11  
施設内容/運動室、レストラン、娯楽室、交流室、多目的室、会議室、電位治療器

費用/運動室・娯楽室等の個人利用=250円～850円、多目的室・交流室・会議室等の団体利用=190円～1万4670円



詳しくは、ホームページへ▶

📍せたがや がやがや館 ☎6450-7908 FAX3410-6940

## ひだまり友遊会館 利用案内

☎①区内在住の60歳以上の方 ②①の方が5人以上で、かつ全体の半数以上を占める団体

時間/午前9時～午後10時 ※第2日曜、12月28日～1月4日は休館。

所在地/若林4-37-8

施設内容/会議室、体育室、休養室、生涯現役情報ステーション、とまり木ステーション(飲食スペース)、囲碁・将棋室、電位治療器、高齢者なんでも相談(月・水・金曜(祝・休日を除く)午後1時～4時)、福祉電話訪問(ボランティアによる孤独感解消のための週1回程度の電話)等

他囲碁・将棋室、電位治療器は初回利用のみ本人確認書類の提示が必要。施設の空き時間には一般団体も利用可。



📍ひだまり友遊会館 ☎3419-2341 FAX3413-9444 区HP 8986